

「総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
洋上風力促進ワーキンググループ」  
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」  
合同会議（第 21 回）議事録

日時 令和 5 年 12 月 25 日（月）10：01～11：14

場所 オンライン開催 (Microsoft Teams Meeting)

## 1. 開会

○事務局(石井室長)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会、省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会、洋上風力促進ワーキンググループの第 21 回と、それから、交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会第 25 回の合同会議を開催します。

皆様、本日もご多用中のところ、また年末のお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たりまして、事務的に 3 点お願いがございます。

まず 1 点目です。委員の皆様におかれましては、委員会中、ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。発言される時は、マイクのミュート解除していただければと思います。

2 点目です。発言を希望される際は Teams の会議の手挙げ機能で合図をお願いいたします。

3 点目です。通信のトラブルが生じた際は、まず事務局にメールを入れていただきますようお願いいたします。改善が見られない場合には、事前にご連絡をいただいた緊急連絡先に、事務局から連絡をいたします。

その他、もし何かご不明点ございましたら、事務局より連絡しておりますメールアドレスまでお知らせをください。

それでは、これからの議事進行については、山内座長をお願いいたします。山内先生、よろしくをお願いいたします。

○山内座長

山内でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の会議の一般傍聴につきましては、インターネット中継による視聴方法により行うとさせていただきます。

本日の合同会議では、洋上風力の E E Z 展開へ向けた論点について、これをご検討いただ

きたいというふうに思います。

それでは、まずはじめに、事務局から資料の確認ですね。これをお願いしたいと思います。

○事務局(石井室長)

承知しました。インターネット中継でご覧の皆様は、経産省または国交省のホームページにありますファイルをご覧ください。

本日の配付資料ですけれども、今投影をしておりますとおり、まず議事次第、それから委員名簿、資料1としまして、洋上風力発電事業者の選定についてという、先日12月13日の公表資料でございます。それから、資料2としまして、E E Z展開に向けた論点と対応の方向性案というものでございます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

## 2. 報告事項

○山内座長

それでは、議事次第に従って進めさせていただきます。

まず事務局から、資料1、これは報告事項ですね。これのご説明をお願いいたします。

○事務局(石井室長)

それでは資料1でございます。

これは、先ほど申し上げましたとおり、12月13日に経産省・国交省でプレスリリースをした案件です。

「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、それから「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」のこの3海域について、洋上風力発電事業者の選定を行ったというものです。これはいわゆる第2ラウンド公募としまして、2022年の12月から、2023年、今年の6月末まで、4海域の公募を実施しておりました。この洋上ワーキング合同会議でご議論いただいて取りまとめた指針に基づきまして、審査を実施しております。その上で、秋田県知事ですとか新潟県知事、長崎県知事の意見も参考にしながら評価を行ったと。

この1ポツの経緯の(2)の後段に書いてありますように、区域ごとに第三者委員会を設置いたしました。学識経験者、それから専門家8名で構成されておりますけれども、委員名については、運用指針に基づきまして、選定事業者の公募占用計画を認定する際に、併せて公表することにしておりますので、現時点では非公表ということにしています。

結果としてですけれども、下のほう、2ポツからですけれども、秋田県の男鹿・潟上・秋田沖については株式会社J E R Aさんを代表企業とするコンソーシアムが、それから、新潟県の村上・胎内沖ですけれども、こちらが三井物産株式会社さんを代表企業とするコンソーシアム、そして最後、長崎県西海市江島沖については住友商事株式会社さんを代表企業とす

るコンソーシアムが採択されております。

第2ラウンドは4海域で公募しておりました。残る秋田県八峰町及び能代市沖については、その※にありますように、港湾の利用重複に伴いまして、公募占用計画を今再提出いただくことになっています。再提出された公募占用計画について、第三者委員会で評価をして、来年の3月に選定結果を公表するという、そういう段取りでございます。

下、3番の、審査及び評価結果のところをご覧いただければと思いますけれども、これは第1ラウンドと同様に、公募占用指針に定める評価基準に基づきまして、供給価格点120点満点、それから、事業実現性に関する評価を120点満点で評価しております。

価格点については、これは第1ラウンドと計算式自体は同じですけれども、120かける、当該コンソーシアム事業者の供給価格を分母、同一海域内の最も低い供給価格を分子に持ってきて、かけ算して計算するというものです。

第2ラウンドからは、これはフィードインプレミアム制度になっておりますので、供給価格点がゼロプレミアム水準以下の場合には一律120点として評価するという、そういう制度を導入しました。この価格については事前に公表しておりますけれども、kWh当たり3円ということにしています。

今回公表した三つの海域のうち、長崎の海域を除く二つの海域については、広く国民負担が見込まれない、ゼロプレミアム水準3円/kWh、これで選定されております。

3海域の選定事業者のいずれも、運転開始日については同一海域内で最速の計画ということになっております。

それから、そのページのちょうど真ん中辺りですけれども、「なお」とございますが、公募評価制度の見直しを行いました。その結果、選ばれなかった事業者名ですとか、それから事業実現性評価点のより詳細な点数内訳、それから評価コメントですね、講評ですけれども、これについては、選定結果公表のタイミングで公表するというようにしておりますが、先ほど申し上げましたとおり、現在、秋田県八峰町・能代市沖について、公募占用計画の再提出が生じています。したがって、公募の公平性の観点から、その海域の選定結果を公表します来年3月に合わせて、今申し上げた事項については公表いたします。

公募に参加した事業者を対象に、公募占用指針に基づきまして実施することになっておりました選定・非選定理由に関する個別説明についても、同じ理由から、来年の3月、同時期に実施をいたします。

前回の洋上ワーキング合同会議の中でお話をしましたけれども、この第2ラウンド公募の振り返りについてですけれども、これについても、八峰町・能代市沖の結果を公表した後に、この合同会議の中で行う予定でございます。

以上、ご報告させていただきます。

○山内座長

ありがとうございました。それでは、ご発言ご希望の方がいらっしゃればお願いしますが、手挙げ機能で発言希望ということで合図をしていただければというふうに思います。それ

で、発言時以外はビデオをオフにして、音声をミュート状態にしていただきますようお願いいたします。

どなたかいらっしゃいますでしょうかね。これは大体報道でもあるところですので、皆さんよろしゅうございますかね。

それでは、何かありましたら後ほどご発言いただくこととして、資料2に進みたいと思います。

### 3. 議題

洋上風力のE E Z展開へ向けた論点について

○山内座長

資料2のこれは、洋上風力のE E Z展開へ向けた論点と、それから対応の方向性案ですね、これについて事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局(石井室長)

承知しました。それでは資料2、今投影しておりますけれども、そちらをご覧くださいければと思います。

これは、洋上風力のE E Z展開に向けた論点と対応の方向性案というものですけれども、前回の洋上ワーキング合同会議の中で、このE E Z展開に向けて、諸外国の制度の比較、これをお示ししながら、方向性ですとか大まかな論点をお示しして、委員の方々からコメントをいただいたところです。

まずは資料をおめぐりいただきまして、前回のこの合同会議の中でいただいた主なご指摘事項、これを振り返りたいと思います。

2ページ目ですけれども、まず区域創出の関係からですけれども、大きなエリアを設定することで事業者が手がけやすく、創意工夫を凝らしてエリアを選定できるという点が重要ではないかと、これは原田委員からいただいたコメントです。

それから、風況・海象は、事業者が事業計画を策定する際に有益な情報と。特に海底地盤、これについては、風車の具体的な設置位置等事業計画に関わるので、事業者が決定した後、当該事業者が詳細調査をする形がよいのではないかと。石原委員からいただいたコメントです。

E E Zになると接続点が比較的自由に選択できるようになると思われるが、他方で系統の制約も出てくる可能性がある。系統に関する観点も加えていくことが重要と。飯田委員からいただいたコメントです。

それから、沖合漁業についてはかなり広い範囲で操業されているため、漁法別にそれらがどのような状況になっているかを確認することが重要と。具体的にということで、水産庁担当部署や漁業関係団体の聞き取りを行いつつ、国が海域を選定していくことが必要ではないか。また、E E Zでは広い漁場で漁業を行うまき網漁業や底引き網漁業といった、いわゆる

る沖合漁業との協調が必要となる。片石委員からいただいたコメントです。

それから、漁業との共生については、従来の沿岸における漁業権漁業とは異なり、許可漁業との調整が中心。従来の沿岸の海域における共生策では、地域振興というコンセプトがあったが、これもEEZでは異なるものになるのではないかと來生委員からいただきました。

それから、次のページです。

次は、事業者決定プロセスについてのコメントをいただいております。

支援価格の決定から着工までのリードタイムの短縮により、インフレリスク等に対応可能であることから、二段階方式は有効と考える。原田委員からいただいたコメントです。

それから、事業者にとって、二段階方式のほうが、具体的な検討を最終投資判断の近くで実施できるため、リスクも大分減らすことができる。諸外国の事例を見ると、大規模なプロジェクトを展開できるのは二段階方式であると。飯田委員からいただいたコメントです。

それから、事業者の選定基準に関するコメントもいただきました。

開発の観点から言えば、EEZであろうと領海であろうと大差はない。一般海域の選定基準を基本的に適用してもよいのではないかと。石原委員からいただいたコメントです。

それから、外国企業の参入が想定される中、国内産業の育成という観点も重要。SPCの海外比率等も検討していくべきではないかと。飯田委員からいただいたコメントでございます。

前回、このようなコメントをいただきました。その上で、本日ご議論いただきたい事項をお示しをいたします。

5ページ目でございます。

本日は、そこの表がございますけれども、ここにお示しをしております論点、それから、対応案について、ご意見をいただきたいと思います。

一つ目が制度全体に関する論点です。

一つ目は、領海とは異なり、国有財産法が適用されないEEZにおいて、事業者に対してどのような権利付与を行うかと。二つ目が、EEZにおける洋上風力発電の導入に向けて、これは前回、洋上ワーキング合同会議でお示しをしましたが、3点の政策目的、一つ目が、複数海域で大規模案件を同時に形成するとともにリードタイムを短縮。二つ目が、国民負担の抑制。三つ目が、事業者にとって予見性ある仕組みを同時に実現していくためには、二段階方式を前提に具体的にどのような制度を構築すべきか。

続いて、区域設定の関係です。

募集区域はいかなる考え方に基づき設定すべきか。例えば、どのような規模、自然的条件や社会的条件を設定する必要があるか。事業者選定については、事業者の選定基準はいかにあるべきかというものでございます。

下の※にありますように、その他、次回以降になりますけれども、利害調整ですとか、あとは再エネ買取制度、これつまりFIT・FIPの支援制度になりますけれども、これについても別途ご議論いただきたいと思いますと考えております。

それから、当然ではありますけれども、この資料は現時点の事務局案でございますので、今後委員のご意見ですとかパブコメを経て、成案を得ていくというものになります。

その上で、論点1のところでございます。6ページ目です。

まず、事業者に対する権利付与でございますけれども、先ほど申し上げました論点の1としまして、領海とは異なり、国有財産法が適用されないEEZにおいて、事業者に対してどのような権利付与を行うかというものです。

対応案でございます。EEZは領海とは異なり、国有財産法の適用外です。沿岸国が所有権を有していないと。一方、海洋法に関する国際連合条約に定めるEEZにおける風からのエネルギー生産に関する活動についてですけれども、これは沿岸国に与えられた主権的権利でありますので、その施設等を建設し、利用等を許可・規制する権利を有することになります。

その上で、主権的権利と管轄権行使の一環としまして、EEZにおいて、発電設備等の設置に係る必要なプロセスを経て、国による許可を受けた事業者のみが発電設備を設置して長期間利用できる仕組み（許可制度）としてはどうかと。

具体的には、国が広域の候補海域を指定した上で、その海域内で事業者から発電事業を実施する区域を自由に設定させ申請する方式とする。その上で、事業者からの申請に基づいて国が事業計画等を審査し、一定の要件に合致する場合には禁止を個別に解除し、洋上風力発電設備の設置を許可することとしてはどうかというものでございます。

続いて、7ページ目でございます。

こちらは、先ほど申し上げました海洋法に関する国際連合条約の抜粋でございます。参考として添付しております。

続きまして、8ページ目でございます。

論点の二つ目ですけれども、こちらは二段階方式を前提とした具体的な制度のあり方ですけれども、日本のEEZにおける洋上風力発電の導入に向けまして、前回の会議で提示した三つの政策目的、先ほど申し上げました、これらを同時に実現していくためには、二段階方式を前提に具体的にどのような制度を構築すべきかという論点です。

対応案でございます。前回の合同会議でも諸外国の事例をご説明しましたけれども、イギリスでは、発電事業者を決定するための一段階目の海域リース入札の後、発電事業者が漁業者等の利害関係者との協議を実施して、調整が整った場合には、二段階目である国からの支援を受け、建設工事が可能となる仕組みを導入しています。こうした仕組みを参考に、今その①から④にお示ししているような制度にしてはどうかというものです。

まず①ですけれども、一段階目として、事業者は、国が指定した広域の候補海域内において、発電事業を実施する海域を自由に設定し、当該海域に関する区域図案や、発電設備の設置計画案を添えて国に申請をすると。国はその内容を審査して、基準を満たす者、これは論点4でお示ししますけれども、基準を満たす者がいればその者に対して仮の許可を付与すると。その際、事業者間で区域の重複が生じた場合には、国は長期的、安定的かつ効率的な

実施の観点から、最も適切な者に対して仮の許可を付与すると。

②ですけれども、この①の後、事業者は利害関係者との調整、この論点については、先ほど申しあげました、次回以降別途議論というふうに考えておりますけれども、調整を行って、それと並行して、事業者は、当該海域に係る詳細調査を実施していくという流れになります。

③です。②の調整が整った後ですけれども、事業者は、調整後の設置計画と区域図を国に提出、申請すると。国はその内容を審査して、基準を満たす者に対して発電設備の設置許可を行うと。

④です。その後、③の後ですけれども、二段階目として、国による支援を受けることを可能とするというものでございます。

また、一段階目の仮の許可を受けてから本許可を受けるまでの期間については、無駄にこれは長くしても案件の停滞を招くだけですから、その案件の停滞を防ぐ観点から、有効期間を設定してはどうかということにしています。

続いて、9ページ目でございます。

論点3です。こちらは、国が募集をかける募集区域の設定の考え方でございますけれども、EEZにおいて、募集区域はいかなる考え方にに基づき設定すべきかと。例えば、規模ですとか、自然的条件、社会的条件を設定する必要があるかという論点です。

これに対する対応案でございます。

現行法に基づく領海内については、これは都道府県からの情報提供を起点に、都道府県ですとか国が主体になって案件形成を進めておりますけれども、EEZについては、都道府県の管轄外であり、その関与がなくなりますので、国が主体となって区域の設定・指定を行っていくことが必要になります。

日本のEEZですけれども、そこで大規模かつ多量に案件形成をしていくためには、国が洋上風力発電事業実施可能な海域を指定する際に、気象、海象、その他の自然的条件などが優れている。それから、海洋環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと見込まれる。

これらを条件に、さらに③としまして、区域内の漁業者などをはじめとした利害関係者からの意見を広く聴取するための公告縦覧に加えまして、これは従来やっておりますけれども、防衛レーダー、主要航路、海洋環境、漁業等について、あらかじめ考慮するための各省協議というものを実施する形としてはどうかという案でございます。

続いて、論点4です。

こちらは事業者の選定基準でございます。選定基準はいかにあるべきかというものです。こちらは前回も洋上ワーキング合同会議の中で委員からご指摘いただきましたけれども、対応案としましては、EEZにおける洋上風力発電事業者の適格性や事業計画に求められる事項、これについては領海と大きな差はないので、領海及び内水における選定基準や事業計画に求められる事項など、これは※を振っておりますが、下の点線枠囲いですけれども、これと同程度としてはどうかと。

その他、EEZにおける洋上風力発電事業の実施に当たりましては、これは国際約束の履

行などの追加的な必要な措置がございます。それを講じていく必要があるというふうに考えています。

具体的には次のページ、11 ページ目でございますけれども、参考としまして、国際約束の適切な履行ということで、E E Zに洋上風力発電設備等の構築物、これを建設する場合はけれども、国連海洋法条約に基づきまして、そこでお示しをしています①から③の義務を負うこととなりますので、これをしっかりと履行するために必要な届出ですとか、監督措置などを設けるといふことにしたいと思っております。

まず一つ目ですけれども、構築物の建設についての通報。それから、構築物について注意を喚起するための恒常的な措置。それから、三つ目としまして、利用されなくなった施設等に係る除去が義務づけられておりますので、完全に除去されなかった施設等の水深、位置、規模について、適当に公表する義務というものでございます。

資料2については以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。E E Zに関する要件であります、それでは、これから質疑応答あるいは自由討議というふうにさせていただきます。先ほどと同様に、ご意見のある方は挙手機能で合図してください。そして、発言時以外はビデオをオフにして、音声はミュート状態にしておいたままでお願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。何かご質問あるいはご意見等があれば、どなたかいらっしゃいますか。

石原委員の手が挙がりましたね。石原委員、どうぞご発言ください。

○石原委員

よろしいですか。石原ですが、私からは1点の質問と二つのコメントがあります。

まず、ご説明ありがとうございます。今日の話、E E Zに関して、基本的に今まで領海内に行われてきたラウンド1、ラウンド2、ラウンド3のように、今後も実施していくということを理解しました。

イギリスの場合は、2001年のラウンド1と2003年のラウンド2は、領海内であったため、海域を事業者にリースするという形になっています。一方、2010年のラウンド3は、領海を越えたE E Z内で実施しているため、2004年にエネルギー法、Energy Act 2004という法律が制定され、領海外の200海里までの海域を再生可能エネルギー海域として指定して、そして再生可能エネルギー発電所を建設する際には、海域利用のライセンスを事業者が付与するという形を取っていると理解しています。

今後、我が国においても、E E Zの海域利用に関して、何らかの法律を制定する必要があるかどうかについて、国の考えを教えてくださいたいと思います。

次には、2点のコメントを申し上げます。

1点目は、エリアを大きくすることが、事業者が創意工夫できるというメリットが非常に大きいというふうに思います。一方、エリアがあまりにも大き過ぎると、検討しにくい面も

あるのではないかと推測しています。したがって、適切なエリアの大きさがあるのではないかと考えていまして、例えば3ギガが一つ目安としたらどうかというふうに考えています。

2点目は、プロジェクトの大きさについても、イギリスの例が非常に参考になります。例えば60万から120万というような範囲を設定して、より多くの事業者、事業を検討できるような形にしたらいではないかというふうに考えています。

この辺については、今後もう少し詳細な検討がされると思いますが、プロジェクトのエネルギー密度、例えば、1平方キロメートル3MW以上にするとか、あるいは、エリアの形があまりいびつにならないようにして、例えば、最大縦横比は1:5以下とか、既存のプロジェクトから7.5キロ以上に離れるとか、そういった調整も今後必要になってくるのではないかと思います。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。事務局からのご回答、コメントは、最後にまとめたの形にさせていただきます。

次は原田委員、どうぞご発言ください。

○原田委員

ありがとうございます。まずこちらの質問に入る前に、今年は非常に世界的にも洋上を取り巻く環境というものは厳しさを増していまして、事業に対する考え方も大きな変換点を迎えた年だと思います。我が国においても課題も生じたということかなと思っておりまして、そうした中で、着実に、先ほどご説明があったように、ラウンド2がこなされてきたこと、また、このようにEEZや浮体の議論が進められたことということについては、非常によいことだと思ひまして、政府の関係部署の方々、それから、事業者の方々の努力の賜物だなと思ひます。敬意と感謝を申し上げたいと思ひます。

それで、このEEZのところでございますけれども、二段階方式で進めていくという点については、前回申し上げたようなリードタイムの短縮、それから、事業者の創意工夫の余地ということで、非常によい方法だと考えております。

今回のご提案全体を見ると、英国式の二段階方式を参考にしつつ、事業者の選定基準の基本的な考え方は領海と同等にするというような、全体の方向性については賛同させていただきます。その上で、1点質問と2点コメントさせていただきます。

まず1点目で、一段階目のところでどこまでの確度とどういう情報を求めるのかということです。これはステークホルダーと事業者は、詳細の公表前でございますし、また、港湾等のインフラ整備も完了していないタイミングであるということは考えられますので、当然決定し切れない項目が出てくると思ひます。その場合、例えば複数のシナリオを示すことを認めるとか、幅のある範囲で入札するとか、基本的にどのようなお考えであるかというのを確認させていただければと存じます。

2点目、コメントですけれども、ここで一段階目の仮の許可というものを受けてから、本

許可を受けるまでの期間について有効期限を設定するという事は、事業の迅速な遂行という意味でも異議はございません。ただ、事業者の帰責でない要因によって何か遅延が生じるような場合においては、柔軟な取扱いを検討していただきたいと思います。

英国においてもCFDの適用期間、開始期間等々、事業者との一定の交渉に応じるようなことも行われておりますので、そのようなことをご検討いただきたいと存じます。

最後、この問題とは少し関係ないことでコメントして恐縮なんですけれども、国が海域を指定する際、気象、海象それから、初期の地盤調査と、実際の実施機関はJOGMECさんだと思います。JOGMECさんについては、様々なサステナビリティ、エネルギー関連の新分野や技術において、例えば蓄電池の上流権益の確保ですとか、水素アンモニアのバリューチェーン支援等、極めて業務が拡張しているなという、大変なんだろうなという印象でございます。ですので、この洋上においても非常に大きな役割をJOGMECさんが今後担われるということですので、それも含めた体制整備ですとか予算など、必要な措置をしっかり講じて、実施体制を支えるようなことをお願いしたいなというふうに思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。JOGMECについては、そうかなと思いますけれども。

次は片石委員、どうぞご発言ください。

○片石委員

片石です。ありがとうございます。

まず9ページですけれども、③の部分で、募集区域の設定に関して、操業されている漁業や海域の利用について確認して、漁業実態や漁業の影響、漁業者の意向を丁寧に聞いた上で除外区域を設定すべきだと私は考えています。そのようなプロセスを経ないと、一段階目は終わらないと思います。

そこで、ここに記載されているように、利害関係者から意見を広く聴取するための公告縦覧いうことがありますけれども、私のイメージだと、公告縦覧というのは、お知らせをして、それで意見のある人が言ってくるという、パブリックコメントみたいな、そんなイメージを持ってますけれども、これで漁業者からの意向というものを丁寧に聞くことができるのかどうかというところを、まず一つご質問したいと思います。

二つ目に、あらかじめ考慮するための各省協議を実施するとありますけれども、例えば漁業の場合ですと、どのような協議をするのか、あと各省協議というのが、あまり私たちになじみがないのですが、どれぐらいの重みを持つものなのかと。ただの打合せではないと思いますけれども、例えば除外区域の設定についても、この関係する各省協議の項目となるのかということを確認をしたいと思います。

次に、8ページで、これは②の詳細は別途議論というところですが、事業者は利害関係者と調整を行うという記載ですが、漁業者・漁業団体は、複数の事業者と個別に交渉することになるという考えなのでしょうか。沿岸の洋上風力事業でも、漁業者から複数の事業

者と協議をしなければいけなくて、混乱を生じるということが問題として挙がっていたと思います。そのような混乱が生じないように、ここは国が、あるいは、それに準ずるような組織がまとめて交渉するようすべきだと思います。

また、今後、マグロやサケのような広域で回遊する魚を対象にする漁業資源調査や漁業動向調査というものが必要になるということもありますので、調査については事業者任せで個別調査というのは避けるべきだと考えています。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは次は飯田委員、どうぞご発言ください。

○飯田委員

東京大学の飯田です。よろしくお願いします。

いろいろとご説明ありがとうございました。各省庁との調整も大変だろうなというふうに思います。お疲れさまです。

私のほうからは幾つかあるんですけども、まず6ページ目、論点1の事業者に対する権利付与の部分で、EEZの取扱いを考えていくと、許可制度という方法が適切かなというふうには思うんですけども、他方で、ここ、一般的に禁止した上でとかという文言が、多少、今そういう海域を利用されている方々からしたときに、禁止的なところが強く目立ってしまうと、ちょっとよくないかなというふうには思うんですけども、他方で、やはり安全性ですね、事業者の安全性とかそういうところを守る上では、こういうふうに一旦リセットするような形で、禁止という形を取りつつ、そこを使っている人たちを登録とか、そういうのを定めていくことによってステークホルダーも明らかになるので、そういう意味で許可制度方式はよいのではないかなというふうには思いました。

もう一つ、ちょっと気になったのは、対応案の1ポツの2行目のところに、風からのエネルギー生産に関する活動についてはというふうにあるんですけども、今このワーキングは洋上風力のWGなので問題ないと思うんですけども、今後、海洋エネルギーとして考えたときに、他の海洋再生可能エネルギーというのも利用していく可能性もあるとは思うので、その辺をもう少し考えながら文言をつけていけるといいかなというふうに思いました。

あと、先ほど登録とかみたいな話を申し上げたんですけども、ここを洋上風力をやることになったから、私使っていましたみたいな、いきなり手挙げされても困ると思うので、期限とか、これまで使ってきた期間とか、適切に証明してもらうような形で登録をしてくると、ステークホルダーがクリアになるのかなというふうに思いました。

続いて、ページ8ですね、論点2のところ、第一段階として、事業者は、国が指定した広域の候補海域内においてというふうに書いてあるんですけども、方式としては二段階なんだけれど、先ほどのJOGMECとかですね、セントラルの調査とかはどこに入るのかなというのが、今のご説明だとよく分からなかったなので、そこは教えていただけるとありが

たいなと思いました。

もう一つ、二段階方式、私も前回の会議で発言させていただいたとおり賛成なんですけれども、この一段階目の海域リースで各種調査とか設計を行った後に、事業者が、やはり難しいといって手を放しちゃうと、非常に大規模な手戻りが発生してしまうというところもあるので、その辺のリース期間ですとか設定方法、さらには途中段階での報告とか、そういう部分も適切に実施していただくように、第一段階においてもやってもらえるようにしたほうがいいのかというふうに思っております。

論点3の9ページ目については、こちらの募集海域の考え方で、前回もちょっと私、申し上げたんですけれども、系統のつなぎ方というのも結構大事なポイントになってくるので、その辺も視野には入れていただけるとありがたいというふうに思ったのと、あと、先ほど片石先生のお話にもあった③については、どちらかというところ、候補海域の中で除外区域を設定するみたいな考え方になるのか、その辺ちょっと今、意見を聞いていて思いました。もしお考えがあれば教えてください。

論点4の10ページ目、11ページ目のところなんですけれども、10ページ目のところで、まずは国際法上の取決を守っていただくこともちゃんと加えるというふうにお話あったので、そこが加わることによって、選定基準は比較的EEZに対応できるようになるのかなと思いました。

他方で、やはりそちらの海域にもなると、やっぱり分かっていないところが多いというので、あとは条件が厳し過ぎるという可能性もあるので、リスクが高くなるという観点も考えると、先ほど1の報告のところ、ゼロプレミアム水準の事業者が多かったみたいなお話もあったので、そこら辺のそもそものゼロプレミアムの考え方とかも少し緩和していかないと、緩和というか、着床の洋上と、こちら側のEEZのゾーンでは、取扱いが若干変わるのかなというふうに考えているので、そこは丁寧に選定基準等々の設定をしたほうがいいのかというふうに考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは次に、加藤委員、どうぞご発言ください。

○加藤委員

ありがとうございます。EEZという非常に難しい場所の議論を慎重に進めていただけており、大変厚く感謝します。検討されている方々のご努力に敬意を表したいと思います。

論点1の許可制度については、私もいろいろ考えたのですが、この方針が一番いいだろうと思いました。

論点2について、2つ質問と1つコメントがあります。

一つ目は、英国のシステムを参考にしながら仕組みを提案されているということですが、第一段階を拝見させていただくと、国が審査するとは書いてあるのですが、入札するとは書

かれていません。ここで審査するというのは入札を前提としているものなのでしょうか。

次に、第二段階に入ったときに、第一段階で選定された事業者が、事業の途中で、他者に事業を売却・譲渡することができるのか、というのが二つ目の質問です。仮にそれが可能になる場合には、譲渡された事業者が、全体をきちんと理解できる仕組みを、どうやって担保するのでしょうか。

あとはコメントですが、論点3では、各省協議を踏まえることを入れているので、これは大変結構だとは思いますが、論点4でも、省庁が複数関与して検討しなければならないような複雑な国際的課題の検討が必要になると思われます。その場合、領海内と同じ要件や能力でできるのかなという不安を感じました。防衛面や国際的な視野みたいなものを持っているかなども評価できる選定基準があってもいいのかなと感じました。

○山内座長

ありがとうございます。

桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。事務局の取りまとめ、ありがとうございます。何点かコメントさせていただきます。

まず個別の論点の前に全体感といいますか、感想めいたところもありますが、申し上げたいと思います。

我が国の置かれた状況を考えますと、EEZでの洋上風力に向けた法整備が重要だというのは、ほかの委員の先生方もおっしゃっておられたとおりに、そのとおりに思いますし、私も事務局において検討を進めていただいております。

一方で、EEZよりも内側の、領海の中の沖合での浮体式洋上風力の案件形成もまだ始まったばかりとの認識であります。EEZの中の洋上風力の可能なエリアが広大だろうということで、ポテンシャルは高いのだらうと思いますが、事業リスクも相応に高くなると思うので、より近いところ、領海の中の沖合のほうの浮体式の案件がしっかり実施されるのと並行して、EEZでの案件形成が進むのが望ましいのではないかと考えております。

そういう観点からは、今後、領海の中の沖合での浮体式の案件の形成見込みや、その後、また、それと並行して、EEZでの案件形成がどのタイミングでどのぐらいの量出てくるのか、再エネ海域利用法の議論のときにも言われたことではありますけれども、どういう量の案件がどういうタイミングで、沖合やEEZのどの領域で出てくるのか、そうした国が考えるロードマップのようなものが示されると、事業者側も取り組みやすいのではないかと考えております。既にお考えがおありであればお聞きしたいですし、あるいは、今後ということであれば事業者側の意見も聞きながらご検討いただければと思っております。

続いて、具体的な論点のところですが、まず論点1については、こういう整理になるのだらうとお聞きをいたしましたので、事務局案に賛同いたします。

次に、論点2のところについては、総論としては理解できるのですが、今後詳細を検討し

ていく中では、しっかり事業に取り組んでもらえる事業者をどう選定するのかという観点や、価格面をどの段階でどのように見ていくのかといった点も含めて、しっかり細部を詰めていく必要があるだろうと思っております。

例えば、こういうことが実際に起こるかどうかわかりませんが、仮の許可をあちこちで取りあえず押さえておこうとする事業者、実際の案件形成に真摯に取り組んでいただけない、あるいは安易に検討を取りやめるといった事業者が出てきても困ると思いますし、一方で、事業者側のリスクを軽減できるのが二段階方式のメリットでもあると思いますので、そのバランスをどういうふうにするのか、そういう観点も含めて整理が必要だと思います。

事務局案の中で、案件の停滞を防ぐ観点で有効期間の設定という案が出ておりますが、これが、取りあえず権益的に場所を押さえておくといった行動に対する抑止として十分なのか、一方で原田委員がご指摘されたように、事業者が真摯に取り組んでいるけれども、事業者に帰責性がないところで遅れが出た場合にこれを調整する必要がないのか、そういったところも含めて、詰めていく必要があるものと思っております。

それから、この二段階方式の一段階目で、事業者側が自由に海域を設定して申請していくという方式は本当にうまくワークするのだろうか、近いところで重なった場合に、もう少し別の効率的な調整のメカニズムがないのかといったところも、今後の検討の中で議論させていただければと思っております。

それから、利害関係調整、漁業者等の利害関係調整は次回以降ということでお聞きいただきましたが、ここもいろんな難しい問題も出てきそうですし、隣接する海域も含めて調整したほうが効率的かもしれないといったこともあるかもしれませんので、全体感の中でしっかり議論ができればと思っております。

論点3や論点4は事務局案に基本的に異存ないですが、論点4の選定基準については、今回、一段階目と二段階目があるので、一段階目と二段階目のどこで何を見ていくのか、また、先ほどご質問が出ましたけれども、私は必ずしも入札を伴わない制度として設計されているものとお聞きをしたので、そうだとすると、どのように事業規律をしっかり効かせていくのかといったところも含めて整理が必要になるのではないかとと思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは次に、大串委員、どうぞ。

○大串委員

ありがとうございました。ほとんどの論点は皆様にご指摘いただいていると思いますので、私からは2点だけ申し上げたいと思います。

1点目が、事業者に対する権利付与というところで、論点1のところの国の法律の及ばない範囲、いわゆる条約の及ぶ範囲内での経済活動ということにはなるんですけれども、固定資産に代わるような何か税負担が必要なのではないでしょうか、何らかの経済活動に対す

る国への見返りといいたまいますか、そういったものが全くなくて、ただ電力量が安くなるだけなのかなというところはもう少しここを詳しく説明していただけたらというのが1点目です。

2点目が、論点3のところ、これは石原先生も桑原先生もおっしゃっていたんですけれども、どの程度の大きさの海域が適当か、形状がどうかということに対して、ケースごとに判断していくのか、もしかしたら一定の形状、一定の縛りをかけて、全国の海域で応募をかけていくのかなど、いろいろやり方があると思いますけど、これに対しての妥当性は様々にご検討いただけたらいいかなと思いました。

あと、海域の調整のメカニズムに対しても、やはり事業者が同じような海域を選択して申請してきた場合にどうするのかということも、一番経済合理性が働くような方法を編み出していただけたらと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。それでは次、菊池委員、どうぞ。

○菊池委員

ご準備どうもありがとうございました。私からは、まだほかの先生がコメントされていないことだけ、一つ申し上げたいと思います。

場合によっては論点4と少し関係あるかもしれませんが、EEZになりますと、水深で、しかも陸域からはかなり遠いところということで、技術的に非常に難しいところに建設するという話になるということを考えますと、基本的に事業者としては、技術開発に非常に積極的であるということが、一つ大きなポイントなのではないかなと思います。それと同時に、やはり国としても、技術開発に対して、何らかの支援というのを考えていただかないといけないのかなと思います。その辺は現状どんなふうにお考えかということ、もしよろしければお聞きしたいと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

石原委員、もう一度ご発言をご希望でしょうか。

○石原委員

はい。

○山内座長

どうぞ。

○石原委員

補足ですが、私、先ほど、何らかの法律が考えられるかどうかという質問をさせていただいたのですが、その背景としては、委員の皆様もお話しされたように、海域利用に関しては、イギリスの例で言うと、領海内については、リース料として事業者から徴収するということ

になっています。一方、EEZに関して、それが再生可能エネルギー海域、Renewable Energy Zoneという形で指定して、それに対して、ライセンス料を事業者から徴収するという形になっていています。要するに事業者を選ぶとき、こういうお金とかを支払う必要はないという形でいいのか、国が恐らくこれからEEZに対しても、今の一般海域と同じようにセントラル方式でやっていくというふうに理解してしまして、それに関する調査、気象、海象、あるいは海底の調査、さらに言うと、いろんな関係団体とは、膨大な調整を多分する必要があると思います。

やはり海域利用に関して、あまり安易に手を挙げて、後で撤退されて、そういうことを防ぐという意味でも、何らかの形でやはりライセンスフィー、それを海域計画にも使えるし、将来的に沿岸地域の開発にも貢献できるということを、このEEZを利用する際にも考える必要があるのではないかと思います。

それが何のライセンス料もなしでやっていいのか、今度EEZを利用するお金は、どういうふうに徴収するかというのは、どこかで検討していただいたほうがよいのではないかと考えています。先ほど私の1番目に質問させていただいた背景というか、なぜそういうことを質問させていただいたかというのを、ちょっと説明させていただきました。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかにご発言ご希望はよろしいですか。かなり広範な論点が提示されたというふうには思いますけれども、事務局のほうで、皆様に対するご回答をいただければというふうに思います。

○事務局(石井室長)

事務局でございます。委員の皆様、ご意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

ご意見をいただいた順に、基本的に回答をさしあげたいと思っておりますけれども、まず石原委員からご指摘いただいた話についてですけれども、今日ご説明した論点の内容、それから、それへの対応案については、多くは法律事項に当たるものですので、改正なのか新法なのかの別はありますけれども、それは別にして、立法措置が必要になるというふうに考えております。関係省庁とも検討を進めてまいります。

それから、エリアの考え方、特にイギリスの例を参考にご指摘いただきましたけれども、これらの細部を検討していく際には、今日いただいたご意見を参考にしてまいりたいと考えております。

それから、原田委員からご指摘いただいた内容ですけれども、仮許可、それから本番の本許可の許可の基準に関するお話ですけれども、そちらについては、ご指摘いただいたとおり、例えば価格なども含めて、ある程度の案の段階になると思っておりますので、幅で示されるというのも一案かというふうに考えております。

それから、一段階目と二段階目の期間ですね、その期間についてもご指摘いただいた内容も含めて考慮してまいりたいと思います。

それから、JOGMECの業務内容、広範なもの、多岐にわたっているというご指摘でございます。そのとおりだと思っております。JOGMECの実施体制を支えていくことが重要であるというのは、私たちもそのとおりだと思っております、現時点では次年度の概算要求としまして、セントラル調査について今 75 億円というのを概算要求中でございます。

それから、片石委員からご指摘いただいた内容でございますけれども、候補海域については、先ほどご説明し、そしてコメントいただきましたとおり、公告縦覧のみならず、こちらは水産庁を含みます各省協議を実施してまいります。各省協議については、それなりにこれは重みがございます。現行制度でも、再エネ海域利用法、これは領海の中でございますけれども、中身について詳細をちょっと申し上げることはできないんですけれども、準備区域にする段階、それから有望区域にする段階で、実は各省との協議を経ながら、海域を削減しているという例が多数ございます。そもそも、その協議を経て、準備区域内にすらないと、都道府県から相談を受けたけれども、準備区域にすらないという区域も実はございます。

さらに、有望区域になった後、区域を設定された後であったとしても、現行制度上、法定協議会を開いておりますけれども、その協議会の中で、漁業者の皆様からご意見をいただきまして、より詳細に洋上風力の発電設備を設置してはいけない区域というのを、東経何度、北緯何度という形で細かく設定をしております、EEZについても同様の扱いになるものと考えております。

それから、利害関係調整のところについては、本日の検討のスキームの外でございますけれども、いただいたご意見も参考にしながら、今後検討してまいりたいと思います。

それから、飯田委員からご指摘いただいたコメントでございます。許可の概念に基づいてこの制度をつくっておりますので、先ほどの一律禁止というところについては、その概念に基づいた措置でございます。

それから、洋上風力以外の話についてもというお話がありましたけれども、他の海洋再生可能エネルギー源についても、将来あり得るものというふうに我々は捉えております。今の再エネ海域利用法、現行法でも、洋上風力以外も将来的に読めるようにしております、あくまで政令の中で、現在洋上風力を限定して列挙しているということになります。

それから、JOGMECによるセントラル調査、これはいつ行うのかというご指摘でしたけれども、これは国が募集区域を設定する際には、自然条件も加味して設定していく必要があるかと考えております。その自然条件を確認する際に、風況ですとか、あとは海底地盤の調査というものが必要になりますので、JOGMECによるセントラル調査については募集区域を設定する前に、事前に実施するものというふうに考えております。

それから、系統のつなぎ方についてですけれども、ご指摘いただきました。これも今後どのように扱っていくか、検討してまいりたいと考えております。

それから、実際、発電事業者の支援制度でございますFIT・FIPでございますけれども、これについては今後の技術の進展なども含めましての議論かと考えておりますので、その点、ご理解いただければと思います。

それから、加藤委員からご指摘、ご質問いただいた件でございます。ご指摘は、日本の今検討しております制度案についてのご指摘だというふうに理解しましたけれども、あくまで第一段階目の、こちらについては、入札ではなく申請というものになります。申請いただいて、仮の許可をするという形になります。

それから、第一段階目に通った仮の許可を受けた事業者の事業を他の者に承継できるかどうかということでございますけれども、こちらは承継できる形にしていく必要があるのではないかと考えておりますが、ただ、その場合に不適切な事業者への承継というのはいり得ないというふうに考えておまして、例えば必要な技術的能力ですとか、あとは経理的基礎があるとか、そういった、この仮の許可に必要な基準というものを満たす必要があるというふうに考えております。

それから、桑原委員からご指摘いただいた事項です。領海内の浮体式の案件形成が重要というご指摘ですけれども、それは我々もそのとおりだというふうに考えております。今日、すみません、具体的な区域図をお示しできておりませんが、まずは、第1ラウンドの一番最初の案件としまして、長崎県五島市沖のプロジェクトは、これは浮体式のプロジェクトでございました。そのほか、有望区域ではございませんけれども、現在準備区域において、複数の浮体式を想定した案件が存在しております。ですので、こういった領海内の浮体式の案件についてもしっかりと前に進めていく、これは必要なことだというふうに考えております。

あわせて、現在も、非公開ではありますけれども、議事概要を公開する形で進めておりますが、浮体式洋上風力産業に関する検討会を開催しております。その取りまとめの中でも、今後の浮体式洋上風力の在り方ですとか導入目標といったこともお示ししていければというふうに考えております。

それから、ご指摘いただいた価格の話です。価格面、非常に大事だというふうに考えております。最初の仮許可をする際の一段階目でございますけれども、例えば、上限価格以下であるとか、あとは事業者に必要な技術的能力、それから経理的基礎、先ほど申し上げたとおりですけれども、こういったことがあるかということも含めて確認してまいります。

それから、一つの候補海域募集区域の中で、複数の事業者が同エリアを選んで重複してしまった際の扱いについてですけれども、こちらは今後細部を検討していく段階でご議論させていただきたいと思っております。

あわせて、事業規律の効かせ方ですね、そのとおりだと思っております。こちらについても今後検討してまいりたいと考えております。

それから、大串委員からご指摘いただいた点でございます。現時点で国有財産法が、EEZについてはこれは適用されませんので、現時点においては、現状の領海内の占用料に当た

るものを徴収するという事は特段想定しておりません。他方で、石原委員からその後ご指摘いただきましたけれども、セントラル調査については、これは国費を投じて実施しているものでございます。したがって、その成果物も JOGMEC に帰属するという考え方に基きまして、財政法の考え方に基き、選定された事業者からは利用料を徴収ということが、現行のセントラル制度においては我々の基本的スタンスでございます。したがって、EEZ においても同じ考え方から、この調査結果について、選定された事業者から利用料を徴収していくということが妥当ではないかというふうに考えております。

重複して募集区域の中で申請がなされた場合の対応は、先ほど申し上げたとおり、今後検討でございますけれども、洋上風力は長期にわたって安定的にかつ効率的に実施していくというのが基本的な現在の理念でございます。その観点から最適な事業者を選定していく、優先していく必要があるというふうに考えております。

最後に、菊池委員からご指摘いただいた点でございますけれども、洋上風力の中でも、こと浮体式洋上風力については、例えば安価に大量生産をしていくといったことが、これはグローバルに見ても課題だというふうに考えております。現在、要素技術開発を中心に、グリーンイノベーション基金でご支援をしておりますけれども、今後、第2フェーズとしまして、国内の、今現在、候補海域が四つございますけれども、1風力発電機当たり10メガワット以上の、比較的規模の大きいものを念頭に、実際の実証事業というものを開始してまいりたいと考えておまして、年明けにもその事業者を公募すると、その公募を開始していく見込みでございます。

すみません、ちょっと駆け足になりましたけれども、事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。これは国際法上の整合性と、それから、国内法の整合性、いろんなところで制度はかなり難しくなっていて、今回ご提案いただいたのはそれに基づくようなものだというふうに思っております。

ほかの委員の方、もし発言、よろしいですか。

大串委員、どうぞ。

○大串委員

ありがとうございます。先ほど、固定資産税に代わるようなものという話をしたんですけれども、石原先生からご提案があったように、やはりイギリスなどではリース料などを課して、海域そのものの利用に対価を求めているということもありますので、今後そういったことも検討していただいて、逆にそれが事業者を守るような形に仕上げていただければいいというふうに思いました。

以上、意見です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

それでは、來生委員長、コメントをいただければと思いますが、いかがでございましょう

か。

○來生委員長

打合せのときに、担当の方と随分長時間、論点1について議論させていただいて、議論の成果というのは今日のペーパーでそれなりに反映されているというふうに理解をいたしました。

全ての論点について、基本的には今の時点でこういうことなんだろうなということで、特に異論はないということでございます。ただ、大串委員とか石原委員の最後の意見との関係で、先日議論をしたことに関わることで、改めてこれから具体の立法の作業が進んでいくプロセスで、少し事務局とニュアンスが違うというか、私が考えていることをコメントとして述べさせていただきたいと思います。

所有権、それはその論点1の頭を書いてあるとおりに、領海内の海底の土地は国のものだという大前提があって、現行の再エネ海域利用法は、そういうことを前提にしていろいろなことを説明した、それはそのとおりだと思います。それとの関係で、EEZは国に所有権がないということは国際的な合意でありますので、そこは動かせない。ただ、それに代わるものとして、国連の海洋法条約が沿岸国に与えたのは主権的権利であると。その主権的権利の内容をどう理解するかということに関わってくるというふうに私は思っております、主権的権利というのは目的限定的ではあるけれども、その範囲内では沿岸国の領域主権の行使を認めると、そういう制度だろうというふうに私は理解をしております。

それを具体的に言うと、沿岸国の立法行政司法の権限が、目的限定的だけれども、排他的経済水域にも及ぶということ。そう考えたときに、どのような風からのエネルギーを生産する活動について、どのような、ある意味での管理法制をつくるかということは、海面下の土地に所有権があるかないかということにかかわらないというふうに、一般的にも理解されている。他有公物、ほかの人が持っているものを公物として管理するという概念というのは、昔からあるわけですから、自分で持っているか持っていないかということとかかわらない。

では、何に関わるか。それは国の立法権の行使にかかわる、要するに憲法に違反しないような、その管理に必要な、自然公物である海、EEZも当然そうですから、自然公物である海と、それから国民のため、ないしはその環境の保全という意味では、世界的な人々のために管理をする、そういう責任を持っている国が、EEZの自然特性その他に合わせた立法ができる立法権の行使をどうするか。そういうことですから、公物管理権というのは、所有権から生ずるものではないということで、洋上風力発電、EEZにおける洋上風力発電という経済的な行為と、それから、自然公物である海の実態というものをバランスさせて、それで沿岸国の権利というものがしっかり、権利、利益というものがしっかり確保できるように、新たな立法を考えていけばよいと考えます。そういうことなので、説明をどうするかということとは別に、浮体式洋上風力発電でも、ある特定の人が海面下の土地を、その土地にくいを打って占用するというその実態は、幾らどう説明しようと、実態は存在するわけでありませし、それから、その上の発電装置を管理、維持するために、一定の海洋空間を占用すると

いう必要があるということは否定できないわけですから、そういう経済活動の当然の性格と、それから所有権から切り離してそれを規制する権限というものをどう合理的に立法として組み立てるか、そこを、今後、具体の法制度をつくっていく際に、十分に検討していただいて、ご担当も大変だと思いますけれども、変に遠慮しないで、最終的にはみんなのものである、単に領海がみんなのものであるということを超えて、排他的経済水域というのは公海の一部ですから、世界中のみんなのものであるわけで、そういうみんなのものである海をきちんと管理すると。きちんと管理するということは、沿岸国の責任でもあるということで、目的合理的な法制度をしっかりと組み上げていっていただきたいというふうに思うということでございます。

いささか長くなりましたけれども、以上です。

○山内座長

ありがとうございました。大変有用なご指摘をいただいたというふうに私自身も思っておりますけれども、なかなか先生のご解釈のような形で進むと非常によいのではないかなというふうに思いますけれども、いろんな考え方もほかにもあるかなというところがちょっと心配ではありますけど、その辺は事務局のほうで頑張っていただくのかなというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、ほかにご発言ご希望とか、よろしいですか。

もしよろしければ、今日は大変有用なご意見をいただきましたので、そのいろいろなご意見を踏まえていただいて、事務局にはこの方向でさらに制度検討を進めていただくということではよろしいかと思えます。

よろしゅうございますかね。ありがとうございました。

それでは、特にほかにご議論がなければ、以上をもって、本日の合同会議を閉会とさせていただきます。

事務局から何か連絡とかはよろしいですか。

○事務局(石井室長)

事務局でございます。委員の皆様、どうもありがとうございました。今いろいろとご指摘いただきました。難しい論点もございますけれども、また、年明けも含めまして、このEEZに向けた展開のところ、ご議論いただければと思っております。

あわせて、最初の今日ご報告した事項のほうですけれども、第2ラウンドについてはまだ1海域残っております。この1海域については、来年3月に事業者選定を終える予定ですので、それが終わった後に第2ラウンドの振り返りについても、この会議の中で実施していきたいと考えておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

### 3. 閉会

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、本日はご多忙中のところ、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。これにてワーキングを終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。